

# 鹿 児 島 県 公 報

令和元年 9 月 27 日 (金) 第 42 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 規 則

- 農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則 (※) (農業経済課取扱い) 1
- 農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (※) (農業経済課取扱い) 1

### 告 示

- 水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱 (※) (環境林務課取扱い) 2
- 鹿児島県漁港管理条例に規定する使用料のうち知事が定める額 (※) (漁港漁場課取扱い) 2

## 規 則

農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県規則第16号

農業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

農業協同組合等検査規則 (昭和44年鹿児島県規則第37号) の一部を次のように改正する。

第 1 条 中 「。以下「法」という。」及び「, 農業協同組合中央会」を削り, 「行なう」を「行う」に改める。

別記様式裏中「, 中央会」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は, 令和元年 9 月 30 日から施行する。ただし, 第 1 条の改正規定 (「, 農業協同組合中央会」を削る部分を除く。) は, 公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の農業協同組合等検査規則別記様式による農業協同組合等検査員証は, 改正後の農業協同組合等検査規則別記様式による農業協同組合等検査員証とみなす。

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 9 月 27 日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県規則第17号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則 (平成19年鹿児島県規則第46号) の一部を次のように改正する。

第31条中「第231条第1項第21号」を「第231条第1項第22号」に改める。

第47条中「第1条の規定による改正前の法第73条の22第1項第2号」を「附則第19条第1項」に改める。

別記第44号様式中「第231条第1項第21号」を「第231条第1項第22号」に改める。

#### 附 則

この規則は, 令和元年 9 月 30 日から施行する。ただし, 第31条及び別記第44号様式の改正規定は, 公布の日から施行する。

## 告 示

**鹿児島県告示第399号**

水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

水俣病総合対策医療事業実施要綱の一部を改正する要綱

水俣病総合対策医療事業実施要綱（平成8年鹿児島県告示第92号）の一部を次のように改正する。

第13条中「216円」を「220円」に改める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

**鹿児島県告示第400号**

鹿児島県漁港管理条例（昭和32年鹿児島県条例第53号）別表第2に掲げる使用料のうち知事が定める額を次のように定め、令和元年10月1日から施行する。

なお、平成26年3月28日鹿児島県告示第343号（鹿児島県漁港管理条例に規定する使用料のうち知事が定める額）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月27日

鹿児島県知事 三反園訓

旅客待合所の使用料のうち広告使用料の額

0.1平方メートル1月につき 830円